

8.7 文化財（埋蔵文化財）

8.7.1 現況調査方法等

1) 調査内容

調査内容を表 8.7-1 に示す。

表 8.7-1 調査内容（埋蔵文化財）

項目	調査内容
①埋蔵文化財等の状況	・埋蔵文化財及び関連した歴史的・文化的資源の分布 ・埋蔵文化財等の内容、特性、保存の状況等
②その他	・地形、周辺の土地利用、歴史的・文化的背景等

2) 調査方法

既存資料調査の方法を表 8.7-2、現地調査の方法を表 8.7-3 に示す。

表 8.7-2 既存資料調査方法（埋蔵文化財）

項目	調査方法
①埋蔵文化財等の状況	既存資料及び関係者※からの情報収集により計画地における埋蔵文化財等（蒲生御蔵跡等）の状況を整理した。
②その他	①の抽出作業において地形、周辺の土地利用、歴史的・文化的背景等に関する情報もあわせて把握した。

※ 埋蔵文化財を所管する仙台市文化財課等である。

表 8.7-3 現地調査方法（埋蔵文化財）

項目	調査方法
①埋蔵文化財等の状況	工事着手前に仙台市の文化財所管部署の指示の下、埋蔵文化財等の発掘調査が行われる（調査時期は第1章参照）。この調査結果を基に、埋蔵文化財等の状況を、事後調査において整理する。
②その他	現地踏査により周辺の土地利用等を確認した。

3) 調査地域等

既存資料調査の調査地域は、「第6章 地域の概況」と同様とした。

現地調査については、計画地内とした。

4) 調査期間

既存資料調査については、入手可能な最新情報とした。

現地調査については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財等の発掘調査の結果がとりまとめられた時期とした。

8.7.2 調査結果の概要

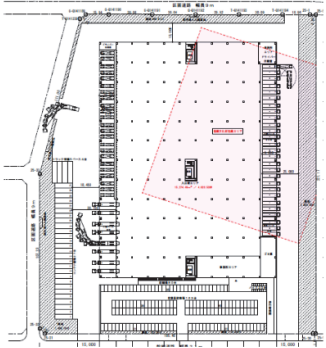
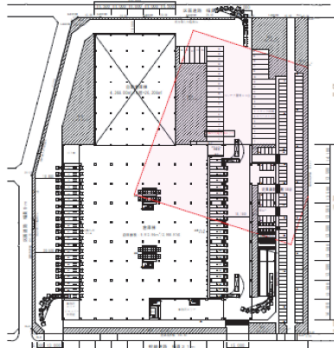
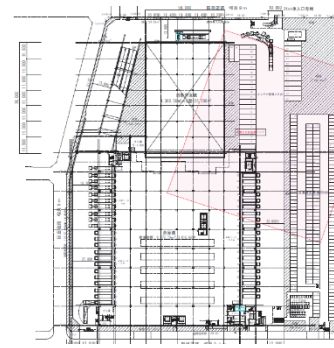
1) 既存資料調査

既存資料調査の結果は、「第6章 地域の概況 / 6.1 自然的状況 / 6.1.5 景観等 / 3) 文化財」に示すとおりである。また、計画地内及びその周辺に分布する埋蔵文化財について、仙台市所管課からの提供情報（高瀬堀）を加味したものを「第1章 / 1.13 埋蔵文化財の保存・活用計画 / 埋蔵文化財の概要」に示している。

2) 施設配置計画の検討経緯

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、施設の配置検討にあたり、計画段階から可能な限り埋蔵文化財への影響を低減する方針とした。そのため、仙台市への事業提案段階において、数段階にわたり配置プランの見直しを行った（表 8.7-4）。

表 8.7-4 施設配置計画の検討経緯

	第1回プラン	→ 第2回プラン	→ 現時点※1プラン
概要	計画地内の全面に倉庫棟、従業員駐車場を南側、コンテナ置場を南西側に配置。	従業員駐車場及びコンテナ置場を東側に移動し、倉庫棟を南西側へ移動。また、倉庫棟を2つに分離し、建築面積を縮小。	コンテナ置場の一部を倉庫棟2階へ移動し、従業員用駐車場を南東側へ寄せて配置。
干渉面積※2	5,400m ²	4,920m ² (第1回プランより 480m ² 減)	3,790m ² (第2回プランより 1,130m ² 減)
配置図			

出典：第1回プラン及び第2回プランについては、仙台市による「蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者募集」に関して事業者が提出した資料（事業提案書図面集）

※1 令和4年8月現在の配置計画である。

※2 「干渉面積」は、計画地内の埋蔵文化財（赤枠）と重複している面積。

3) 埋蔵文化財の発掘調査の実施状況

令和4年2月より、埋蔵文化財の発掘調査を行っている（写真 8.7-1）。発掘調査は、「埋蔵文化財保護の手引き」（平成31年4月、宮城県）及び仙台市所管部署からの助言に基づき、適切な発掘調査を実施できる専門業者に依頼している。なお、上記の手引きに基づき、工事着手時期は、現地における発掘調査終了時以降とする。

発掘調査は実施中（令和4年8月現在）であり、調査結果は事後調査において取りまとめることとしている。



※ 撮影時期は令和4年8月（仙台市文化財課提供）

写真 8.7-1 発掘調査の状況



※ 本事業提案前に、仙台市による試掘（平成27年）で計画地内から出土したものである（写真は仙台文化財課提供）。

写真 8.7-2 出土物の例

8.7.3 予測及び評価の結果

1) 工事による影響（切土・盛土・発破・掘削等）

(1) 予測内容及び予測方法

予測内容及び予測方法を表 8.7-5 に示す。

表 8.7-5 予測内容及び予測方法（埋蔵文化財：工事による影響）

予測内容	予測方法
・埋蔵文化財への影響の程度	・計画地（工事施工区域）と埋蔵文化財等の分布範囲との重ね合わせによる直接改変の程度を考慮し、 <u>事業提案時点からの施設配置に関する段階的な検討経緯を示した上で、「第1章 / 1.13 埋蔵文化財の保存・活用計画」等で示した工事中の配慮等方針についての最新情報を踏まえ、埋蔵文化財等への影響を予測した。</u>

※ 下線は、予測評価を重点化した部分である。

(2) 予測地域等

予測地域は、計画地とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、影響が最大となる基礎工事の時期（2023年4月頃～2023年9月頃）とした。

(4) 予測結果

埋蔵文化財包蔵地との干渉面積を表 8.7-6 に示す。

「8.7.2 2) 施設配置計画の検討経緯」に示したとおり、事業提案段階から数段階にわたり配置計画を見直し、埋蔵文化財包蔵地との干渉面積を当初の5,400m²から3,790m²へ低減した。

干渉面積については、基礎工事による影響を受ける部分が生じるが、仙台市所管部署の指導に基づき、工事に先立つ埋蔵文化財の発掘調査を行い、出土物の記録保存等を行うこととしている。

表 8.7-6 埋蔵文化財との干渉面積

	第1回プラン	第2回プラン	現プラン
干渉面積 [m ²]	5,400	4,920	3,790
第1回プランからの減少 [m ²]	—	480 (-9%)	1,610 (-30%)

(5) 環境の保全及び創造のための措置

環境の保全及び創造のための措置を以下に示す。

- ・ 工事計画の検討時期と埋蔵文化財の調査時期が重なることから、仙台市等との埋蔵文化財の取扱いに関する協議を行い、当該埋蔵文化財や工事計画についての情報共有等に努める。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地との干渉する面積を可能な限り小さくする施設配置とする（→詳細 p8.7-2 「8.7.2 2) 施設配置計画の検討経緯」）
- ・ 工事における配慮事項を具体的に検討する際は、仙台市の所管部署の指導・協議の下、その時点での最新の埋蔵文化財等調査結果を踏まえ、効果的なものとなるよう努める。

(6) 評価

a) 回避・低減に係る評価

(a) 評価方法

事業提案段階における事前配慮内容、発掘調査を含めた保全・活用対策の実施内容、それらを加味した予測結果を踏まえ、工事に伴う埋蔵文化財等への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか否かを判断した。

(b) 評価結果

事業提案段階において埋蔵文化財との干渉面積の低減を行った。その結果として残る 3,790m²の干渉面積について、基礎工事による影響を受ける部分が生じるが、仙台市所管部署の指導に基づき、工事に先立つ埋蔵文化財の発掘調査を行い、出土物の記録保存等を行うこととしている。

なお、発掘調査結果の整理が現段階で未了であるため、事後調査において、発掘調査結果を踏まえた保全・活用対策の詳細検討を行い、対策の効果を検証する。

以上のことから、工事における埋蔵文化財への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

b) 目標や基準等との整合性に係る評価

(a) 評価方法

予測結果が表 8.7-7 に示す基準等との整合が図られているかを評価した。

表 8.7-7 整合を図る基準等（埋蔵文化財）

・文化財保護法、(宮城県)文化財保護条例、仙台市文化財保護条例に基づき埋蔵文化財等の保全が図られているか
--

(b) 評価結果

計画地内に存在する埋蔵文化財等の適切な保全が図られるよう、文化財保護法等の関連法令の手続きについて、仙台市所管部署の指導を受けながら、工事前の発掘調査による記録保存等を行うこととしている。

以上のことから、目標や基準等との整合が図られているものと評価する。

2) 存在による影響（工作物の出現）

(1) 予測内容及び予測方法

予測内容及び予測方法を表 8.7-8 に示す。

表 8.7-8 予測内容及び予測方法（埋蔵文化財：存在による影響）

予測内容	予測方法
・埋蔵文化財への影響の程度	・「第 1 章 / 1.13 埋蔵文化財の保存・活用計画」等で示した供用時の活用等方針についての最新情報を踏まえ、埋蔵文化財等への影響を予測した。 ・なお、 <u>事業提案時点からの施設配置に関する段階的な検討経緯</u> ^{※1※2} については、「1) 工事による影響（切土・盛土・発破・掘削等）」で時系列的に示しており、本項での再掲は省略する。

※1 下線は、予測評価を重点化した部分である。

※2 方法書では「2) 存在による影響（工作物の出現）」においても「予測方法」に含めていた。

(2) 予測地域等

予測地域は、計画地とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画建築物の建築が完了し、展示施設の利用者が見られる時期（2024 年 11 月以降）とした。

(4) 予測結果

工事完了後は、埋蔵文化財を損壊するような新たな土地改変等を行わず、改変を受けていない埋蔵文化財は計画地内で現状保存されることから、工事完了後（供用時）に追加的な影響は生じない。

埋蔵文化財の活用に関して、「第 1 章 / 1.13 埋蔵文化財の保存・活用計画」に示すとおり、先人が遺した貴重な文化遺産を市民の宝として後世に伝えるため、施設エントランス部に出土品の展示室を設置する。施設への来訪者が展示を見学することで、貞山堀や蒲生御蔵等、当地の歴史に対する理解が進むものと考えられる。

(5) 環境の保全及び創造のための措置

環境の保全及び創造のための措置を以下に示す。

- ・埋蔵文化財包蔵地との干渉する面積を可能な限り小さくする施設配置とする（→詳細 p8.7-2 「8.7.2 2) 施設配置計画の検討経緯」）
- ・先人が遺した貴重な文化遺産を市民の宝として後世に伝えるため、埋蔵文化財の普及啓発に努める。具体的取組の一例として、施設エントランス部に出土品の展示室を設置する（→展示スペースの参考イメージは「第 1 章 / 1.13 埋蔵文化財の保存・活用計画」参照）。
- ・保全活用対策を具体的に検討する際は、仙台市の所管部署の指導・協議の下、その時点での最新の埋蔵文化財等調査結果を踏まえ、効果的なものとなるよう努める。

(6) 評価

a) 回避・低減に係る評価

(a) 評価方法

発掘調査を含めた保全・活用対策の実施内容、それらを加味した予測結果を踏まえ、工事に伴う埋蔵文化財等への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか否かを判断した。

(b) 評価結果

埋蔵文化財を損壊するような新たな土地改変等を行わず、改変を受けていない埋蔵文化財は計画地内で現状保存されることから、追加的な影響は生じない。

本施設への来訪者が出土品の展示室を見学することで、貞山堀や蒲生御蔵等、市民等における当地の歴史に対する理解の促進に貢献できるものとする。

また、展示内容等の詳細は現在検討中であることから、事後調査において、埋蔵文化財の活用状況（展示内容、利用状況等）を把握し、対策の効果を検証する。

以上のことから、存在における埋蔵文化財への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減されており、さらにその活用が図られているものと評価する。

b) 目標や基準等との整合性に係る評価

(a) 評価方法

予測結果が表 8.7-9 に示す基準等との整合が図られているかを評価した。

表 8.7-9 整合を図る基準等（埋蔵文化財）

・文化財保護法、(宮城県)文化財保護条例、仙台市文化財保護条例に基づき埋蔵文化財等の保全が図られているか
--

(b) 評価結果

工事完了後は、埋蔵文化財を損壊するような新たな土地改変等を行わず、改変を受けていない埋蔵文化財は計画地内で現状保存されることから、追加的な影響は生じない。また、文化財保護に関する法や条例の趣旨に則り、出土品展示室を設置することで埋蔵文化財の活用に努める。

以上のことから、目標や基準等との整合が図られているものと評価する。

(見開きの関係から空白ページ)